

令和3年6月16日

生活支援部医療保険課

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の対応等について

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、国から傷病手当金の期間の延長、保険料減免措置に係る財政支援等の通知があったため、これに基づき、本区においても引き続き傷病手当金の適用期間の延長及び令和3年度保険料の減免措置を行うこととする。

1 傷病手当金

(1) 対象者

給与等の支払いを受けている被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染等し、労務に服すことができなかったため、その給与の全部または一部が支給されなかった国民健康保険被保険者

(2) 支給額

欠勤にかかる給与収入の3分の2に相当する額（給与等の一部が支給される場合はその差額）

(3) 適用期日

令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

(4) 財源

国が全額財政支援を行う

(5) 令和2年度実績

件数：20件

給付額：1,148,846円

2 保険料の減免

(1) 対象となる保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限もしくは支払日が設定されている国民健康保険料

(2) 減免の対象となる世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が年間で10分の3以上見込まれる世帯（世帯等の前年の合計所得等の状況により対象とならない場合がある。）

(3) 減額・免除の割合

① 前記(2)①の場合

世帯の保険料全額

② 前記(2)②の場合

世帯の保険料のうち国の基準により算出した金額（減少見込所得が世帯合計所得に占める割合等から算出）を所得に応じて2割から最大10割免除

(4) 財源

国の基準により減額又は免除した保険料は、減免総額の市町村調整対象需要額に占める割合により、国が減免総額の10分の4から10分の10相当額を財政支援する予定

(5) 周知

令和3年度保険料決定通知の送付にあわせて、全世帯に減免制度の案内を送付するとともに、区報（6月11日号）及びホームページで周知

(6) 申請方法

原則として郵送による申請とする

(7) 申請期間

令和3年6月15日から令和4年3月31日まで

(8) 令和2年度実績

件数：4,027件

減免額：802,844,978円

3 その他

後期高齢者医療制度についても同様の取り扱いを東京都後期高齢者医療広域連合で実施